

第 1 節

三位一体改革の推進

政府としては、「地方にできることは地方に」という理念のもと、国の関与を縮小して、地方の権限、責任を拡大するとともに、国、地方を通じた行政のスリム化を推進する観点から、三位一体の改革に行い、2006（平成18）年度までに、4兆円を上回る国庫補助負担金改革、3兆円規模の税源移譲、地方交付税の見直しを実現したところである。

社会保障関係では、2004（平成16）年度は、公立保育所の運営費等の一般財源化を行い、また、2005（平成17）年度は、国民健康保険の都道府県負担の導入や地方の自主性・裁量性を拡大した交付金の創設等を行ってきた。三位一体改革の総仕上げである2006（平成18）年度においては、2005年11月30日の「三位一体改革について」（政府・与党合意）に基づき、次のように国と地方の費用負担割合の見直し等が行われることとなった。

児童手当制度及び児童扶養手当制度については、国庫負担割合がそれぞれ3分の2から3分の1、4分の3から3分の1へと変更された。

また、特別養護老人ホーム等の整備に係る都道府県交付金の廃止・一般財源化、介護保険施設等の給付費に係る国と都道府県の負担割合の見直し等が行われた。

これらの改正については、厚生労働省の三位一体改革関連の一括法である「国の補助金等の整理及び合理化に伴う児童手当法等の一部を改正する法律」に盛り込まれ、第164回通常国会に提出、2006年3月31日に成立した（同日公布、同年4月1日施行）。

今後の社会保障においては、地域レベルで、住み慣れた地域における健康で自立した生活を支える観点から、地域の特性やニーズを踏まえた施策の実現を図っていくため、国と地方が重層的な形で役割分担・連携していくことが不可欠である。その際、国は、地域の多様な取組みを支援する一方、地域と連携して、一定の水準の確保に努めるとともに、地方自治体は、実施主体としての責任の自覚のもとに自主性・裁量性を発揮し、地域のニーズを的確に踏まえた施策を推進することが重要である。

第2節

規制改革の推進

1 医療、福祉、雇用・労働分野の規制改革

(1) 政府の規制改革推進に関するこれまでの動き

2005（平成17）年度に、政府の規制改革・民間開放推進会議は、経済・財政への影響が大きい分野や国民の関心が高い分野を中心に「行政部門の徹底した効率化・コスト削減」及び「国民負担の軽減・民間部門の需要創出」に資する規制改革・民間開放について重点的に審議を行い、2005年12月に「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」を公表した。

また、6月及び10～11月の各1か月間を「規制改革・民間開放集中受付月間」とし、民間、個人、地方公共団体を問わず広く一般から、全国規模での規制改革要望及び構造改革特区提案を集中的に公募し、手続の公開の下、短期集中型の検討・協議を実施した。

政府は、これらの答申・議論等を受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改訂）」を再改定し、2006年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」を閣議決定した。

(2) 厚生労働省における規制改革の取組み

厚生労働省は、経済社会システムの構造改革が進む中で、サービスの質の向上、利用者の選択の拡大や労働者が安心して持てる能力を十分に発揮できることにつながるような規制改革に、これまでも積極的に取り組んできたところである。

一方、厚生労働行政の分野は、サービスや規制の内容が国民の生命・生活や労働者の労働条件などと密接に関わるものであり、また、そのサービスの大半が保険財源や公費で賄われているなど、他の分野とは異なる性格を有している。このため、規制改革を進めるに当たっては、経済的な効果だけでなく、

サービスの質や安全性の低下を招いたり、安定的な供給が損なわれることがないか、

逆に、過剰なサービス供給が生じる結果、保険料や公費の過大な負担とならないか、

規制を緩和した結果、労働者の保護に欠けることとなったり、生活の不安感を惹起させないか、

などの観点から、それぞれの分野ごとに慎重な検討を行うことも必要である。

2005（平成17）年度の個別分野の主な取組みは、以下のとおりである。

医療

医療分野に関しては、医療機関情報の公開義務化と診療情報の開示促進、保険者機能の充実・強化（調剤レセプトに係る直接審査に関する要件の緩和等）、医療のIT化の加速（電子レセプトによるオンライン請求の確実な推進等）、医療機器の内外価格差是正、医薬品の薬価等の見直し及び中央社会保険医療協議会（中医協）の在り方の見直しといった事項について着実に改革を進め、主要な事項については2006（平成18）年度医療制度構造改革で措置又は2006年度に検討し、結論を得ることとした。

雇用・労働

雇用・労働分野に関しては、昨今の経済社会の構造変化の中で、多様な働き方を可能とするなど労働者が安心して十分に能力を発揮できるような社会を実現することが必要である。このため、労働者派遣における事前面接について、紹介予定派遣における実施状況を勘案しつつ、その解禁のための条件整備等の検討を行うこととするとともに、労働時間制度に関する報告書をまとめるなど、規制改革に関し所要の取組みを行っているところである。

2 市場化テストの速やかな本格的導入

市場化テストとは、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。

2005（平成17）年度においては、政府として3分野8事業の市場化テストのモデル事業を行ったところであるが、厚生労働省においてはそのうち2分野7事業（社会保険庁関連においては厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業、国民年金保険料の収納事業及び年金電話相談センター事業、ハローワーク関連においてはキャリア交流プラザ事業、若年者版キャリア交流プラザ事業、求人開拓事業及びアビリティガーデンにおける職業訓練事業）においてモデル事業を行い、業務効率化の検討を進めてきたところである。2006（平成18）年度においては、これらについて、対象箇所を拡大・継続して市場化テスト（モデル事業）を引き続き実施することとしている。

また、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」が2006年通常国会に提出されているが、法案が成立した際には、社会保険庁関係、ハローワーク関係などで、それぞれ市場化テストを本格的に導入することとしているところである。

第3節

情報化の推進

1 情報化の推進

政府は「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目指し、2001（平成13）年1月に「e-Japan戦略」、同年3月に「e-Japan重点計画」を策定（重点計画については、以後毎年策定）し、IT基盤整備を中心に情報化の推進を図ってきた。その後、政府はITの利活用に政策の軸足を移行し、2003（平成15）年7月には、「e-Japan戦略」、「電子政府構築計画」を策定した。

「e-Japan戦略」の策定から5年経った2006（平成18）年には、世界最先端のIT国家となった我が国が「世界のIT革命を先導するフロントランナー」として国際社会づくりに貢献していくため、1月19日、IT戦略本部において、新たに「IT新改革戦略」を策定しており、これを遂行しているところである。

厚生労働省では、これらの戦略等に基づいて、医療分野や就労・労働分野、行政サービス分野等におけるITによる改革に取り組んでいるところである。

2 情報化の推進に向けた主な取組み

（1）厚生労働分野におけるIT利活用の促進

医療・健康分野においては、ITの活用が、保健・医療の効率化、安全確保、質の向上に資するものであり、ITを活用した医療機関間の連携の促進、レセプトのオンライン化、健診情報等の活用等について取り組んでいる。特に、レセプトのオンライン化については、医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、個人情報保護等に十分配慮した上で、2006（平成18）年度からオンライン化を進め、2011（平成23）年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるよう取組みを進めている。

介護・福祉分野においては、高齢者や障害者等の自立支援や福祉サービスの質の向上を図るため、ITを活用した生活支援機器の開発、在宅就労の支援に取り組んでおり、関連する国家資格に係る養成課程におけるIT・情報教育の導入等の検討を開始することとしている。また、介護サービスの高度化や質の向上、介護予防に一層効果的に介護保険レセプトデータを活用することとしている。

「IT新改革戦略」においては、医療・健康・介護・福祉分野の情報化を一層推進するため、分野横断的な情報化方針、具体的なアクションプラン等を示す「情報化のグランドデザイン」を策定することとしており、2006年度までに策定すべく検討を進めている。

さらに、就労・労働分野においては、インターネットや携帯電話を利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム（しごと情報ネット）について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を引き続き図っているところである。また、2005（平成17）年11月には、eラーニング講座情報を含めた職業能力開発情報を総合的・体系的に提供するポータルサイト「キャリア情報ナビ」を立ち上げるなど、誰でも、いつでも、職業能力の向上ができる機会を提供している。

（2）行政サービス分野におけるIT利活用の推進

行政サービス分野においては、対面を要する手続等一部の手続を除くほとんど全ての手続について、24時間365日オンライン申請を受け付けているが、「IT新改革戦略」においては、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を、2010（平成22）年度までに50%以上とすることが目標とされている。このため、利用件数の多い77の手続をオンライン利用促進対象手続とし、2006（平成18）年3月に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定したところであり、現在、目標達成に向けて取り組んでいる。また、ITの活用による国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化の実現のため、社会保険と労働保険などの業務について、2006年3月に「業務・システムの最適化計画」を策定し、現在、この計画の実施に取り組んでいる。

国民年金及び厚生年金の年金加入状況に関する照会については、インターネットバンキング等で広く用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、厳格な本人確認を行いつつ、インターネットによる即時回答を可能とする仕組みを2006年3月末に構築し、更なる迅速化を図ったところである。

さらに、厚生労働省ホームページについて、提供情報等の充実を図るため、2005（平成17）年7月から動画配信機能を追加したところである。

3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」（2005（平成17）年4月1日全面施行）の施行に伴い、厚生労働行政の分野においても、その分野の実情に応じたガイドライン等を策定した。

◀ 図表11-3-1

同法の全面施行後、個人情報に関する国民の意識が高まる一方、法律に対する誤解等に起因して、各種名簿の作成が中止されたり、個人情報取扱事業者が大規模災害や事故等の緊急時における家族等への情報提供を拒否するなど、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られた。

このような状況を踏まえ、2006（平成18）年2月、政府は、「過剰反応」等に対して、法の解釈や運用基準を明確化し、ガイドライン等を必要に応じて見直し、民間事業者等へ周知徹底等の取組みを連携して推進することとした。

図表11-3-1 個人情報の保護に係るガイドライン等

分野	案件
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	疫学研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
	遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年12月28日告示）
	臨床研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示）
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通達）
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日通達）
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）
雇用管理	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年7月1日告示）
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成16年10月29日通達）
福祉	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）
職業紹介等・労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成16年11月4日告示）
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成16年11月4日告示）
	送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成17年9月30日告示）
労働組合	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針（平成17年3月25日告示）
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて（平成16年10月1日通達）

第4節

特殊法人・公益法人に関する取組み

1 特殊法人に関する取組み

特殊法人については、2001（平成13）年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、その改革に取り組んできている。

2002（平成14）年12月には、厚生労働省が所管する特殊法人のうち、8法人を独立行政法人化、1法人を民間法人化するとともに、当該計画に盛り込まれた事務・事業の見直しを行うことを内容とする独立行政法人個別法等9法が成立し、それを受け、2003（平成15）年度に6法人、2004（平成16）年度に2法人が設立された。

また、2004年6月に成立した年金積立金管理運用独立行政法人法により、2006（平成18）年4月に年金積立金管理運用独立行政法人が設立されたことにより、全ての所管の特殊法人の組織の見直しが図られたところである。

これら新法人の設立に際して、特殊法人改革の趣旨にふさわしいものとなるよう一般管理費などの経費削減について、具体的かつ意欲的な数値目標等を盛り込んだ中期目標を策定し、各独立行政法人に指示している。

今後も、「特殊法人等整理合理化計画」に従って、特殊法人が所有する福祉施設等の

譲渡や廃止の取組みを積極的に進めていく等、引き続き、所管の法人について、適切な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

2 公益法人に関する取組み

公益法人の改革については、2002(平成14)年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、検査・検定等に係る公益法人の指定制度について、国の関与を最小限とし透明性の高い登録制度への見直し等を図るほか、公益法人に対する補助金等について、補助金等への依存割合の低減、交付された補助金等の第三者への再分配の抑制等の措置を講じることとされたところである。これを踏まえ、検査・検定等に関する「指定制度」を「登録制度」に変更することを内容とする改正法が、2004(平成16)年3月31日から施行されるなど、実施計画に定められた期限までに必要な措置が着実に実施できるよう、取組みを進めているところである。

公益法人の指導監督については、2001(平成13)年2月に、政府として全面的な見直しが行われ、厚生労働省においても、指導監督の責任体制を確立するとともに、少なくとも3年に1回の立入検査を実施するなど、指導監督の一層の強化・徹底を図っている。また、同年8月の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せに基づき、インターネットを通じて、それぞれの公益法人の業務や財務等に関する情報の公開を進めてきたところである。さらに、2002(平成14)年3月の同幹事会申合せに基づき、報酬・退職金規程の整備等の指導に取り組んでいるところである。今後も引き続き、所管公益法人の適正な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

第5節

情報公開・個人情報保護の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(行政機関情報公開法)(2001(平成13)年4月1日施行)は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めたものである。厚生労働省としても、この法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された6つの類型(個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議、検討等に関する情報、行政事務・事業に関する情報)に該当するもの以外の情報を開示している。

2005（平成17）年4月から2006（平成18）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は5,992件であり、その内訳は、本省受付分として5,217件、地方支分部局及び施設等機関の受付分として775件であった。この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

同時期における開示決定等件数は4,881件（取下げが985件）であり、その内訳は、本省受付分が4,133件、その他受付分が748件であった。

また、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書をすべて開示した件数は426件、部分的に開示した件数は4,123件、開示を行わなかった件数は332件であった。

2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日施行）は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものである。厚生労働省としても、この法に基づき、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された7つの類型（生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、開示請求者以外の個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議、検討等に関する情報、行政事務・事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2005年4月から2006（平成18）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は1,178件、訂正請求件数は4件、利用停止件数は4件であった。開示請求件数の内訳は、本省受付分として25件、地方支分部局及び施設等機関の受付分として1,153件である。この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省と他府省庁との大きく異なるところである。

同時期における開示決定等件数は1,050件（取下げが19件）であり、その内訳は、本省受付分が22件、その他受付分が1,028件であった。

また、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報をすべて開示した件数は712件、部分的に開示した件数は300件、開示を行わなかった件数は38件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006（平成18）年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守をはかり、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省におい

ては、公益通報窓口を設置し、外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

第6節

政策評価等の取組み

1 政策評価の取組み

2005（平成17）年度の厚生労働省における政策評価については、前年度に引き続き、政策の見直し等に伴う政策体系の整理、達成すべき目標の数値化、総合評価方式を用いて評価する政策の増加等に取り組むとともに、評価と予算の連携強化に向けた積極的な取組みの推進、「政策評価に関する有識者会議」において試行的に一定件数の評価書等について意見等を聴取、規制影響分析（R I A）の試行的実施（9件）等、新たな取組みを実施したところである。

2005年度の具体的な実施状況としては、

事前評価については、新規事業（2006（平成18）年度予算の概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、重点的なもの又は10億円以上の費用を要するもの）39件、個別公共事業（事業採択時）34件及び研究事業38件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施するとともに、

事後評価については、厚生労働行政全般にわたる施策（12の基本目標及び144の施策目標による政策体系）のうち108件に関して実績評価方式により、主要な制度の変更等を行う施策7件に関して総合評価方式により、個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中のもの）131件、研究事業426件及び終期が到来する事業であって検証のため評価の必要なもの5件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した

ところであり、その評価結果については、2005年6月以降順次公表したほか、厚生労働省のホームページでも公開している。

今後とも引き続き、適切な目標設定、評価手法等の改善を図りつつ、より有効な政策評価を実施することとしている。

2 独立行政法人評価の取組み

2002（平成14）年度において厚生労働省が所管する独立行政法人は3法人であったが、特殊法人等整理合理化計画（2001（平成13）年12月19日閣議決定）等に基づき、2003（平成15）年10月から2004（平成16）年4月までに14法人（共管法人2法人を含

む。)が特殊法人等から独立行政法人へ移行した。その後、2005年4月に医薬基盤研究所、2005年10月に年金・健康保険福祉施設整理機構、2006年4月に年金積立金管理運用独立行政法人及び労働安全衛生総合研究所(産業医学総合研究所を産業安全研究所に統合)がそれぞれ設立され、厚生労働省が所管する独立行政法人は、2006年4月現在、合計で16法人となった。

所管独立行政法人の増加に伴い、評価体制の充実を図るため、2003年7月以降、厚生労働省独立行政法人評価委員会の下に6つの部会が設けられ、各部会が担当法人を分担して、中期目標策定等に当たっての審議や各事業年度の業務実績の評価などを行っている。

14法人(共管法人2法人を含む。)の2004年度の業務実績の評価は、2005年8月に評価結果がとりまとめられ、公表されている。

第7節

厚生労働行政に対する信頼回復に向けた取組み

1 社会保険庁における取組み

第5章第4節で述べたとおり、社会保険庁が解体的出直しを行うこととしている中で、今般、全国の社会保険事務所において、国民年金保険料の免除等に係る事務処理について、法令等に定める手続に反する多くの事例があったこと等が明らかになったことは極めて遺憾である。

社会保険庁としては、まずは、今回の事案について、2006(平成18)年5月29日に第1次調査報告書を、同年6月13日に第2次調査報告書をそれぞれ公表した上で、徹底的に全容を解明するため、249名の職員からなる実態解明チームを全国の社会保険事務所に派遣し、

7月6日、2005(平成17)年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書等の全件を確認し、不適正な事例の有無等について調査した「全件調査」の結果をとりまとめるとともに、

8月3日、不適正事案ごとの発案から実行に至る具体的な経緯等についての「詳細調査」の結果等に加え、今回の問題発生 of 構造的背景や再発防止策等を掲げた「第3次調査報告書」を取りまとめ、公表したところである。

さらに、厚生労働省においても、こうした社会保険庁における国民年金保険料の免除問題の調査結果等を検証するため、2006年6月6日より「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会(川崎厚生労働大臣の指示に基づき、西川・岡田両大臣政務官が民間有識者を招集)」を開催し、社会保険庁による調査の検証等を行い、8月3日、報告書が取りまとめられ、公表されたところである。

社会保険庁としては、これらの結果を踏まえ、国家公務員として適正を欠く行為を行った職員に対する厳正な処分を行ったところであり、今後、各般にわたる再発防止の取組みに着手するとともに、引き続き業務改革・職員の意識改革・組織改革を着実に進めるなど、社会保険事業に対する国民の信頼回復に向けて全力をあげて取り組むこととしている。

2 都道府県労働局における取組み

兵庫、広島両労働局における不正経理事案を受け、公務員倫理の徹底及び綱紀の保持、会計法令に基づく適正な経理事務の徹底等をはじめとする再発防止対策を講じることとし、労働局の信頼回復に努めていくこととしている。